口村松田文種家文書について

場

馬

弘

臣

## 信濃国上伊那郡樋 口村

松田文種家文書について

馬

弘

臣

竜川が流れている。 伊那郡樋口村で、同家はこの樋口村の名主を務めていた。 る。村の北側に赤羽村、 縁にあたる守屋山塊の西部山麓を越えて諏訪郡と接してい 応四年まで)の五〇九点を年代順に整理して収録した。 屋号はオオミナミである。本目録にはこのうち近世分(慶 の松田文種家に伝来した史料群である。旧村名は信濃国上 樋口村は、上伊那郡の北東の端に位置し、諏訪盆地の南 松田家文書は、長野県上伊那郡辰野町大字樋口字万五郎\*\*ぐる 南側に小河内村があり、西側を天

内藤氏高遠藩領となっている。 なり、元禄四年(一六九一)に内藤清枚が入部して以降は 利秀頼、文禄二年(一五九三)京極高知、慶長五年(一六 ○○) 保科正光 (高遠藩領二万五千石の成立)、寛永一三年 (一六三六)鳥居忠春、元禄二年(一六八九)幕府直轄領と 当村における支配の変遷は、天正一八年(一五九〇)毛

当村では、天正一八年の毛利秀頼による太閤検地以降

田村が二三一石五七一、万五郎村が二三一石一である

は、本村が二一〇石二九九、

山際村が二五九石四一八、下

の三つの枝村に分れていた。元禄検地後のそれぞれの村高

歩で、合計が九一町六反一畝二一歩となっている。 二歩、畑方が四六町三反七畝二歩、屋敷が二町六反六畝七 略記)。反別は、元禄検地の時には田方が四二町五反八畝一 三四八となっている(『朝日村史』四一頁、以下『朝日』と は、古検が七四五石に対し、新検が枝村を含めて九三六石 高の記載がないものの、元禄検地期の古検・新検の比較で 五八七石九〇二七となっている。明暦二年の検地帳には石 国伊那郡青表紙御縄帳」(万五郎 村上栄一家文書)では、 このうち松田家には、元禄三年の検地帳の写が残っている 鳥居氏領下の明暦二年(一六五六)四月、幕府直轄領であ った元禄三年 (一六九〇) 九月の三回検地が行われている。 (史料№7~10)。村高は、天正検地の結果を記した「信濃 近世の樋口村は、本村の他、 山際村、下田村、万五郎村

されるようになった(史料Noll)。しかしながら、実際の樋 子沢分除く)。文化一三年 (一八一六) には、東割、 れに名主が置かれていたようである(後述)。 口村の運営は、これ以前から東割、西割で行われ、それぞ 二つの村に分かれ、年貢割付状などもこれ以後は別個に出 西割の

決まっており、松田家は代々名主筋の家で、西割の名主を 上伊那地方では「役筋の家」として村役人となる家筋が

試みてみたい。

政四年四月没)、五代七郎右衛門(文化一三年一二月没)、 月没)、三代文蔵(寛政六年一一月没)、四代久右衛門(文 左衛門 (元禄一二年五月没)、二代文右衛門 (寛保二年一〇 年(一八三九)の「軒別書上帳」(史料№24)では、初代久 勤めていた。元禄検地以降の各家の家筋を調べた天保一○

六代周右衛門 (天保七年一一月没)、七代文蔵 (明治九年一 月没)となっている(没年は文種氏の御教示による)。こ

化二年(一八四五)と嘉永二年(一八四九)~同四年であ 八三三) ~同六年、七代文蔵が天保一四年 (一八四三) ~弘 衛門が文政一○年(一八二七)~同一二年と天保四年(一 代七郎右衛門が文化七年(一八一〇)~同九年、六代周右 三) ~明和六年(一七六九)と安永元年(一七七二)~同 のうち名主を勤めたのは、三代文蔵が宝暦一三年(一七六 六年、四代久右衛門が文化元年(一八〇四)~同三年、五

る (史料№沿および『朝日』一〇八~一〇九頁)。 したがっ

中心に広く史料を収集する必要があろう。 このため樋口村の全体像を描き出すためには、 のものである。また時期的には文化期以降に集中している。 役筋の家を

以下松田家文書を紹介しながら、三点ほど課題の提示を

て同家に残っている史料の多くは、名主を勤めていた時期

研究』 国書刊行会 一九八五など)。上伊那十三騎は武田 氏の伊那侵入を契機として結成された、いわゆる在地小領 の山形転封が問題となろう(長谷川正次『高遠藩の基礎的 わる問題である。ここでは上伊那十三騎の存在と保科正之 まず第一点目は、当該地方の中世から近世への移行に関

れらは知行形態の上では地方知行をとっていた。慶長一四 田村住、有賀宮内が一〇〇石で山際村住となっている。 が一○○石で下田村住、同清右衛門が一○○石で同じく下 騎馬大将樋口七郎右衛門が一五〇石で樋口村住、同茂兵衛

その軍役体系に組み込まれた。樋口村関係では、十三騎の 保科氏の入封によって外城士(いわゆる郷士)という形で、 主層の一揆的結合を示すと考えられる。この伊那十三騎は

年(一六〇九)三月の「樋口御縄高辻」(史料№2)は、樋 口村における樋口衆分の地方知行と蔵入分の書上である。 さて、寛永八年(一六三一)正光の没後保科家の家督を

継いだ正之は、三代将軍家光の異母兄弟だったこともあっ

最上領二〇万石への加増転封を命じられた。この急激な加 て、同一三年(一六三六)には髙遠領二万五千石から出羽

な状況を記したのが、慶安四年(一六五一)の「保科肥後 臣に取立て、山形へ召し連れることとなった。この具体的 十三騎やその一族郎党をはじめ、格式のある百姓までを家 増により、家臣団の拡大が急務となった保科氏は、 上伊那

数は三八ヵ村三七八名に及んでおり、万五郎村の八名の中 は村ごとに見送り人の氏名が書き上げられている。その総 門以下一八名が書き上げられている。またこの「書留」に 枝村を含めた樋口村の関係では、騎馬大将の樋口七郎右衛 から山形へ召し連れられた人数は三九名に及んでいるが、

守殿分限帳並諸事書留」(史料№3)である。このとき在地

には松田久左衛門の名がみえる。

の山形への移動が在地に与えた具体的な影響については、 を中心とした郷士層による地方知行の具体的実態や、彼ら の一大転機となった点は想像に難くないが、上伊那十三騎 該地方の中世的なものを払拭し、近世村落の確立について 郷士層をはじめとする村落の有力者層の大量移動が、 当

次に第二点目は、 さらにこれらの枝村は東割と西割という二つの行政組 前述したごとく、 樋口村の内部組織と村落運営の問題で 樋口村は本村の他三つの枝村に分

時の申渡し(史料Mill)によると、宝暦以降村が困窮して それぞれ独立した村として認知されることになった。この

そして文化一三年(一八一六)九月、東西両割は公式に

なお今後の検討を要するところである。

郎村が西割である。 松田家文書中の年貢勘定帳をみると、下田村(上と下が

ある)と万五郎村の分しか残っていないことが確認される

織に包摂されていた。

本村と山際村が東割、

東•西の両割に名主がいたことが確認できるようである(『朝 (赤羽村は隣村)。また確かなところでは、元禄検地以降は

に上・下村に分れていた)、これを東・西割で集計し、 の配下の枝村ごとに勘定が行なわれ(下田村の場合はさら 賈徴収体系は、東西両割の名主の責任において、まず各々 日』一〇七~一〇九頁)。すなわち、分村以前の樋口村の年 に両割で調整して樋口村一村分の年貢が計上されたようで

ある。諸役についてもおそらく同様であろう。

内実や相互の関係などを示す史料は少ないようである。 述がみられるが、概して本村や枝村、あるいは東西両割の どが注目される。とくに後者には樋口村の来歴に関する記 する安永二年(一七七三)の西割の口上書(史料№58)な や、水帳の所持をめぐって東割と西割とが争った一件に関 の取扱いに関する宝暦一四年(一七六四)の願書(史料№35) この他松田家文書では、西割名主の交代に伴う未進年貢

48

下田村と万五

いく ないためであるから、二村に分けて皆が出精すれば、 るが、これは樋口村が大村で、村役人の指導が行き届 か

に村柄も立直るだろうとする村民一同の願いによって、

要事項について取決めた、「書違一札之事」と称する一七カ 荒神祭礼、両割の寄合、入会の規定などの村政に関わる重 九月に東割と西割で、藩役人出郷の接待、諸普請、三宝大

〇五四となっている。さらに、この分村に対しては、 石三五一のうち、東割が四四一石二九七、西割が四八五石

同じ

村を申渡したとしている。この申渡しでは、

樋口村九二六

体的な検証が行なわれている。樋口村の内部組織について その行財政的な機能や、生産・生活に対する位置付けの具 るが、そこでは村組などの自律的な側面に焦点が当てられ、 条の議定書が作成されている(『朝日』九二~九四頁)。 近年村落内部の村組や小名などに関する研究が進んでい その成立の時期や経緯といった問題も含めて、

従来の構造の上で再検討されなければならないと考える。 ればならないということである。分村の問題も、そうした 機能と相互の関係、およびその歴史的変遷が検討されなけ 割、そしてこれらの上に立脚している樋口村、それぞれの 言い換えれば、樋口村については、本村と各枝村、 この点分村後の両割の政治的経済的関係についても同様で うな視点を盛り込みつつ具体的に検討する必要があろう。 先のよ 東西両

> 政に関わる東割名主からの書簡が残されており、こうした 村落運営の一端をみることができる。 あろう。ちなみに松田家には、夫銭割や寄合依頼などの村

最後に第三点目として、天保一〇年(一八三九)

の家筋

者を初代として、役筋の家か平方の家かという家筋の調査 なわれたものである。ここでは元禄三年の検地の際の縄請 て「拝地一五〇年祭」を計画し、その祝賀の一環として行 を拝領して以来一五〇年にあたることから、これを記念し 翌天保一一年が、内藤氏が元禄四年(一六九一)に高遠領 (史料No24)の問題を上げておきたい。この家筋調は、

この政策を、当該期の村社会の動向と藩当局による村落秩 それが家筋調という形で行なわれたことの意味、すなわち ある。ただ、確かにこの政策が、第一義的に藩財政の補塡 革の観点から、長谷川氏(『前掲書』)による詳細な研究が のであった。これに関しては、すでにこうした藩財政の改 や復帰が叶うというもので、藩財政への補塡を目指したも 金を出させ、さらに一定の額を献金すれば役筋への取立て が行なわれた。とはいえ内実は、これを基礎に領内から献 (改革)として行なわれた点は重要であるとしても、 同時に

49

とりわけ旧来の家格的秩序

序、家格秩序の再編という観点から検討し直してみること

もまた重要ではなかろうか。

この時期が村落の内的秩序、

ことで示談が成立したが、弘化二年(一八四五)にはこの 雑」したようである。この時は「村方一統組頭筋」という この家筋調に際して、とくに組頭筋をめぐって村方が「混 そして第二に、それが各々の村に与えた具体的なインパク 九仁太郎といった豪農層であったという点は示唆的である。 ては、この政策の発案者が、北沢勝兵衛・原熊三郎・北原 こうした政策を下から支えた、あるいは促した要素とい たものが検討されなければならないであろう。これについ が大きく動揺する時期であることを考えれば、まず第一に、 トについても検討する必要があろう。実際樋口村西割でも、

件に関して藩から吟味を受けている(史料MM)。

よび平方が二○軒となっている。軒数にかなりの異同があ 四年では名主筋一三軒、長百姓筋六軒、組頭筋二七軒、 が特徴である。この結果西割では、天保一○年では役筋 筋の家が名主筋、長百姓筋、組頭筋と細分化されているの るのである (村上栄一家文書)。この時の「書上帳」は、 再調査の結果を記した「家筋軒別書上帳」が作成されてい №33~№33)。そして嘉永四年 (一八五一) 三月には、この れに伴って多数の家筋訂正願いが提出されている(史料1031・ |軒(休役三軒を含む)、平方一八軒であったものが、嘉永 また、嘉永期には家筋の再調査が行なわれ、西割ではこ

> ての家筋調は、先に示したような観点から、一連の流れの 伊那誌』歴史篇)。 いずれにしろ、天保期から嘉永期にかけ であるが、嘉永期にかけて役筋の把握がより細分化され、 前者が全体的に少ない理由に関しては、今後の検討が必要 する傾向にあった点は一般的にも指摘できそうである(『上 方で平方の役筋獲得運動が広範に展開し、その数が急増

ある中馬に関する史料なども多く残っており、注目される。 この他松田家文書には、当地方に特徴的な交通運輸業で 付記

松田文種家文書の調査は、長野県上伊那郡辰野町

中で追究していく必要があろう。

純子、松田美穂、山下繁雄があたった。 橋井雅巳、馬場弘臣、平野正裕、日露野好章、 天野説子、井上攻、兼子孝之、髙橋寿夫、中島純子、 七月に行なったものである。史料の調査・整理には の古文書調査の一環として、昭和五九年(一九八四)

表する次第であります。 のご家族の皆様に大変お世話になりました。合宿の 楽しい思い出と共に、末筆ながら記して感謝の意を はじめ、松田喜行氏・文忠氏や原茂人氏、および各々 調査に際しては、文書所蔵者である松田文種氏を

\(\hat{\pi}\) 243 厚木市戸室六二七—一)

るが、当時の西割の軒数の総計は後者とほぼ同じである。

## 松田文種家文書目

樋口村名主助右衛門-	隊三年一一月四日(扱申手形之事(樋)寄帳(真田伊豆守望月監物→	名→ 真田伊豆守内御検地惣奉行望月監物外	一年九月 言農国尹邦郡通口村卸倹地	番) 真田伊豆守望月監物外一七禄三年九月  信濃国伊那郡樋口	豆子为,卸険地密奉厅望月監勿外一七名→7元禄三年九月 樋口村御検地水帳(一番) 真田伊	6元禄三年六月 五人組御法度前書之事 →代官	地又八郎→樋口村助右衛門外一名5天和三年七月二三日 戌御物成皆済手形之事 沢	地又八郎→樋口村八郎兵衛外一名4天和二年九月二四日 酉御物成皆済手形之事 沢	3慶安四年九月 保科肥後守殿分限帳並諸事書留	衛→樋口肝煎藤左衛門蔵入分書上、天和二年皆済手形写合綴)池上伝兵を慶長一四年三月八日・樋口御縄高辻(樋口衆分・	外二名→ 1 <b>慶長元年二月八日</b> (松田家系図) 関白豊臣秀吉
į	紙 冊 1 1		₩ 1	∰ 1	∰ 1	紙 1	紙 1	紙 1	横 1	<del>∭</del> 1	軸 1
名   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・	名 お修復材伐取ノ件) 香蓮寺眼精→名主平六外七 の宝永六年三月一一日 書達証文之事(御堂建立并 は	衛門→ 七月二五日 山論公裁山御絵図御裏書写	18(元禄期) 農業全書(八巻欠) 宮崎安貞→ □	州伊那郡本寺高徳寺外四寺	正录一豆FE月一入3. 即当え即た巾子(楮を宇法度) 高野山金剛頂院栄鏡→末寺高徳寺外四寺	禄一四年一一月(掟(諸末寺相守ルベキ本寺ノ	奉行所通行を持ちている。 一番では、「一旦」(七三カ村中馬)の一切で右衛門外三名→東口上(七三カ村中馬)一力が宿りノ手論。 中馬中口上(七三カ村中馬)	一五日,信濃伊那郡七拾三ケ村中馬名、多名京	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	はないにしている。 これのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	本寺別紙添簡ノ写アリ) 金剛頂院栄鏡→高徳寺12元禄三年一二月二一日 (末寺へ御朱印定写、裏ニ ミ
紙 1	紙 1	綴 1	冊 9	<b>組</b> 1		紙 1		継 1	総 1		紙 1

31 樋**宝** 30 29 分室 26 25 年宝 24 害宝 左宝 四香宝 寺口宝 新九延 口曆 資曆 抜層 サ左衛門両村衆-一九歩、金一両三 一九歩、金一両三 衛曆 寺蓮暦 外村曆 1村名主文蔵 左畝享 免定事 門子外年 冗 四香三 本年 衛 主反二 田二元 門○年 外歩、 1 清四年左十二 本寺金剛7-1-0月 /四名→辰野オト一二月二八日 心年 売 売 → 遠藤 全 寺 後 住 月 日 月 一両三分ニテ 汀 衛二月 高〇 橋月 一、月 名兰四 両日 八付 門四八十 主金月 '月 百以 全三 頂 直 《院使僧円満院→高は(諸末寺宛御朱印肝 〈兵衛外二名→左次右衛門外二両三分ト永一三七文五分二二八日 売渡申田之事 (畑二 八付似 旦令 中口 当午 石信 『ニテ売 二金元 名一渡 村日 ト上 ーテ売渡) 衛濃 本 シ書 角 ユ中トノ一件)ママ)口書御訴申 門国外伊 御 右覚 →万五郎村文右衛門 一両二分ニテ売渡) 彼申田地証文之事(B 二届 売渡) 御 衛門((米預 年 件訴申 年 **六**新 貢 H 由 名樋 責 勘 Ŀ 売主弥. 勘定 'n 平出: 売地 ĪΠ 定 証文 主主 樋村口午 平上 帳 で使うが要す 帳 村事 上候 七(外上 (助外三) 村年 赤 髙 出村高徳院御事(樋 樋 御 々可 名主 徳樋 羽 二田  $\boxplus$ 役納 簡 寺口 分 一名↓↓ 名筆 樋二 一ァデ 名売計 人御 儀 外村 ↓計 横 横 継 継 紙 紙 紙 紙 紙 紙 1 1 1 1 1 1 1 1 1 44 43 41 40 39 38 37 **衛宝** 主明 文和 35 文主**宝** 蔵交暦 衛四明 36 蔵明 34 樋明 五許明 33 年前 西宝 郎宝 解門外二名 四野二年三月 五名→評定所計二付請書、前欠)明和元年一二月二日 赤宝 明宝 口和 育磨 外二 村磨 村名主文: 羽磨 免元定年 和曆 口一 分四 外代二二二四 ↓年 年 分) 名主 六一 村四名年 七四 年= 二名→岡村又右衛門 ニ付未進年貢取扱ノ(t) 四年二月 「年恐以書付 名主文蔵→ 事一 名年 →四 字年 \*O 小月 主工文二 月 蔵月 御一 一テ売渡り 月 ĺ 文月 野 蔵月 酉 貢月 西 当御 日 金信 樋 御 御 久保村百姓代弥五「(中馬ト宿問屋) 取 年 当 立未覚御 年 畑売証 年 衛国 [村新開 御 ·貢勘定帳 責帳 樋 賁 門伊 外那 元り主念清外二々温文之事(下々写 年 御年貢勘 帳年貢 (人別 村新開 責 (件) 分 七郡 勘  $\mathbf{H}$ 綴勘 勘 五 名樋 畑 奉 定 定帳(西 定帳 樋願 郎  $\downarrow \Box$ 改帳 定帳 帳  $\mathbf{H}$ 村 樋村 百至 畑 〒 石ト (赤 口由 村展 改 名畑 衛門外論 즲 村年 文樋 西御 小 帳 名主文 羽 ↓四 久畝 村可 村分) 割書 野 蔵口

村

分

横

1

役納人御

1

継

1

(万五

横

名(主名

継

金右

HH

1

〒

 $\blacksquare$ 

村分)

名

横

横

紙

1

横

1

横

↓村

樋

村

横

45 46 七歩、金三55明和八年三 49 48 47 52 51 50 53 文蔵→ 蔵→武田三年一 主文蔵→ 56 文献→ 主文蔵→ 蔵明 文前 蔵和 文明蔵和 八〇〇七 →文蔵
→文蔵
→文蔵 疝 五年一 〕四 四年一二 入 年二二 年 文**年** 二二 年 二二月 一二月 両月 テ月 月 月 月 月 月 月 月 売 渡売)渡 一 分売 ニ渡 御 御年 御年 御年貢勘定帳(下 御 御 御 御 御 卯御年貢米上 年 年貢勘定帳 売主太左衛のシ申林之事 年 年 年貢勘定帳(万五郎 テ売渡) 売主利助外に 年 貢勘 貢 責 貢 貢勘定帳 貢勘定帳(下 勘定 人勘定帳 人勘定帳 定帳 帳 (万五郎 (万五 (赤 **〒** 〒 (赤羽: 納 門(細 通 田 羽 田 田 田 村分) 郎 村分) 村 |村分| 村 村 (村分) 樋口 畝 村 村分) 門四 歩、 名主文 外畝六一 名主文 名主文 村 三一名一 名主 名主 名主 代銭 名 名 横 横 横 横 横 横 横 紙 横 横 紙 横 横 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 59 60 62 61 64 63 66 65 67 68 西割名主文蔵外二名→中山藤八水帳所持ノ件ニ関スル東割トノ争論。安永二年三月 乍恐以上書申上候祭 69 文蔵→ 蔵安→氷 高野山金剛頂院206安永四年一二月 文蔵→ 主文蔵→ 年貢免定事 金二両ニテ売簿 山藤八二 後住ノ件ニ付)8安永五年正月 蔵安 頂院 儀二付) 香蓮寺隠居頼意外一 (安永五年正月) 乍恐再以書付 |永四 二年 年一 年 一 事一 事〇 字月 月 月 月 渡) 売主幸左衛門外二名→文蔵 売渡シ申畑之事(下々畑二八歩 月 月 ,沼惣左衛門外七名→ 3役僧中 / 件) 平出村高徳寺外四さ / 乍憚以書付申上候御事 滅罪壇中---高野山金剛 乍恐以書付奉願上候御東 御歳貢勘定帳 巳 御 御年貢勘定帳(上下 御年貢勘定帳 御 (歳貢 御 年貢勘定帳(万五郎村) 年 勘定帳(万 貢 (上納 一三名→高野=奉願上候事 〒 通 〒 冊ニ付) (御事 (樋 田 五 →樋口村村?! □村午年可禁 田 村 郎 由 村 村 村 |村分| ||頂院役僧事(香蓮寺 日寺→本寺事(香蓮寺 野山金剛等(後主ノ

名主文

横

1

継

1

名主

横

1

分

中

横

1

役納

継

1

紙

1

名 人御

横

1

名主文

横

名主

横

桶樋

村村

継

ī

継

継

人 年實免定事 中山八郎左衛門外六名→樋口村村役80天明三年一〇月 信濃国伊那郡樋口村卯年可納御	分ニテ売渡シ) 畑売主弥左衛門外二名→文蔵79安永九年三月 売渡申畑之事(下田二畝歩、金二	→文蔵 →文蔵 →文蔵 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	八名→文蔵 77安永八年三月 売上ケ) 田地売上主八郎次外 文金一両一分ニテ売上ケ) 田地売上主八郎次外	高野山金剛頂院役僧 職祥春へ取決ノ件) 香蓮寺隠居頼意外一三名→ 職社春へ取決ノ件) 香蓮寺隠居頼意外一三名→	札) 香蓮寺祥春→四ケ村祈滅惣壇中安永六年一一月 一札 (御本寺御書付三	主文蔵→ 年一一月 御年賈勘定帳(西割下田村) 名	金三両三分ニテ売渡) 売主八郎治外二名→文蔵73安永六年三月 売渡申田新畑之事(上田五畝歩、	野山金剛頂院役僧衆中   寛得違ニ付一礼   香蓮寺隠居頼意外一三名→高   で安永五年    差上ケ申一礼之事(香蓮寺後住職ノ件	主文蔵→ 和年貢勘定帳(西割下田村) 名	主文蔵→ 70安永五年一一月 御年貢勘定帳(西樋口村分) 名
継 1	紙 1	紙 1	紙 1	継 1	紙 1	横 1	紙 1	継 1	横 1	横 1
左衛門外五名→久右衛門金三両三分ニテ売渡、奥書•裏書アリ) 山売主弥の天明六年三月 「売渡」、奥書・裏書アリ) 山売主弥	月六年三十 『『まり丁女』と「手久右衛門」 「一分ニテ売渡」 売主!	売渡申田畑之事(畑二筆計七二テ売渡) - 畑売主弥左衛門外	明五年四月 売渡申畑萱野之→久右衛門	《全运句二》:"是这个一日也是已休运前引入明五年三月,壳渡申田地之事(中田一反二畝→久右衛門	六畝二歩、金四両二分ニテ売度) 売主万欠郎外四86天明五年三月(売渡ス申田地証文之事(上田一反イ復門		梓→ 保御書付写外、天保五年ノ写) 高遠勧論方役所蔵(とは書付写外、天保五年ノ写) 高遠勧論方役所蔵	月四年三月・金子貸シ付証ロ[・・](破損甚)・「一月・金子貸シ付証ロ[・・](破損甚)・「一月・一月・一月・一月・一月・一月・一月・一月・一月・一月・一月・一月・一月・一	こう「大人」「大人」「大人」「大人」「大人」「大人」「大人」「大人」「大人」「大人」	万五郎村原田左治右衛門→81天明三年一二月 御検地竿〆四ケ村田畑惣高寄帳

継 1 紙 1 継 1 継 1 紙 1 紙 1 綴 横 1 1 紙 1

太付明 **夫御六** 見年 分願) ---〇月 樋乍 口村名主又七外上恐以書付奉願上 九展 名御事 田 中不 治作 継 1

92天明七年一二月 畑 畑売主弥惣次外二名→久右衛売渡申畑之事(畑一畝七歩、 闁 金 紙

1

両発 『三分ニテ売渡》(明八年二月)声 売渡 畑売主久蔵外二名→久右衛門渡申畑之事(畑二畝二五歩、金1 紙 1

一分ニテ売渡) 畑売主芸 畑売渡し申証文之事 土儀左衛門外二事(畑二畝一一 紙

1

95 両ニテ売渡) 野**寛政元年二月** 売主常右衛門外二名→久右 売渡申畑之事(畑一反歩、 衛金門一 紙

名→万五郎村久右衛門 畝一○歩、代金八両二分ニテ売渡) 野寛政四年二月 売渡シ申田地之事 両二分ニテ売渡) 売主万治郎外二名→久右衛門96寛政二年二月 売渡申畑之事(畑四畝七歩、金三 売主助. 出成リ四 紙 紙

98 ーテ売渡) 吉売渡シ申B 売田 主党党 左事 衛門外田 名畝 人二 人二 紙 1

99 両借用) 一二月二八日 借 用 申金子之事 文 金三 紙 1

101 寛政七年正 一両二分ニュ ・ 売売 渡)シ 껸 村送り 申 -畑之事 札 中 畑 Ŧ. 畝 七 歩

> 紙 紙

1 1

100

月二

日

102 代金五両ニテ売渡 渡 Ū 申 -畑之事 (畑 汽畝 六 歩 紙

1

103 衛二寬門両政 汃 分**年** 売血 渡月 田地売主覚左衛門外三名→久右売渡申田地之事(中田五畝一〇歩、

1

104 寛政九年五月 借 用手形之事 (文金 両 借 用 紙 1 1

105 五一 一步、金二二 一年二月 一両三分ニテ売第一田売渡し申記 渡証 がシンシン 中 由 反 紙

106 歩**寛** 、政 金二両三分二章 ーテ売渡) 地之事 £ 田 七畝 八 紙 1

107 文金三分ニテ売。 渡売 渡申 田 地之事(上 田 四畝 \_ 歩 紙 1

108享和二年一二月 借用申金子之事(文金 両 借 用

紙

1

年貢免定事 月月 信濃国 |伊那郡樋口 村子年可 納御 継

計一三二生 人表請 取月 六日 差上申 札之御 事 (御払 米 紙

1

1

1

1

112**文化元年一** 1 111 文化元年一 月 月 御年貢 御年 貣 人別皆済勘定帳 人別皆済勘定帳 (赤羽村 (上手村 横 横 1

村) 化元年一 113文化元年一 月 月 御年貢 御年 賁 人別皆済勘定帳 人別皆済勘定帳 〒 (万五郎 村 横 横 1 1

115 ヌ**文化** 三二 | 分二テ · 売渡) ・売渡) L 申 証文之事 畑 畝 五 歩 紙 1

年貢免定事 文化 年三 O 月 万 金子 信濃 僐 国伊那郡樋 用 証 文之事 (金三分借 村丑年 可 用 継 紙 1

右衛門→ 右衛門→ 中山勇右衛門-149文化八年一一日 148**文化八年二月** リ金二両借用) 年寅免定之東 郎右衛門-156 文化 151 衛文 門化 154文化九年正月 七郎右衛門→ 158文化九年 157文化九年 内未文 村進化 文化九年 七文 郎化 汽年 ↓八年 七五付金五郎 右七 衛车 門↓ 二月 一月  $\dot{=}$ 事月 九 月 月 月 □→名主七郎六一月一七日 月 月 月 尚 同 月 三沢一郎兵衛外五名→ 信濃国伊那郡樋口村申年 家売主四郎右衛門→幸吉売渡し居宅証文之事(金4 金子借主惣七外二名借用申金子之事(当春 借 開 用 用 御 御 御 御 御 御 御 御 御年貢勘定帳(赤羽 年 年貢 年貢帳 .年貢勘定帳(万五郎 年 年貢勘定帳 年貢勘定帳 年貢勘定帳 名主七郎右衛門→: ·貢勘定帳 貢勘定 <sup>3</sup>右衛門外一名 樋口村未御年季 人勘定帳 (上手村) (万五郎 〒 (下村) (万五郎 (上手村) 赤羽 村 村 ĮÈ 村 名主七郎 村 村 名主七 貢 村納 村 冗 北方 両二 名主 可 未 久ニ 右差 名 名主 進 納 小年 河貢 主 御 郎 右 通 衛詰 横 横 横 横 横 紙 紙 横 横 紙 横 横 横 継 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 169 定**文** 事政 168 162 171 170 167 166 165 164 163 161 160 出村大永寺方丈様役者所真金寺後住ノ件)おり文政八年一二月を請 年同文書合綴) 田文 渡文 化 件外文 記政 金子借主善兵衛党文政二年正月 弥金文 助一化 主文周政 借文 郎文 主周右衛門→ 16人茂兵衛外一名 入化一〇年二月 右化 右衛門 西伊奈部宿間や清右衛門外四名→支配所外御預所三四カ村ト中仙道宿荷物ニ付争論、(一〇年一〇月 乍恐以返答書奉願上候(羽· 両一四四 右一 佐五右衛門外一三年九月( 清水弥左衛門 門 ○年正月 衛〇門年 分ニテ売渡) 畑売主文蔵外二名→当村「年三月 売渡申畑之事(下々畑三畝歩、 樋-開→周右衛門は田田正文は 口月 書札 名→久右衛門, 借用申金子之事 :役者中 =) 赤羽村名主団治外八克 奉請待申上候口上書之事 門 西  $\mathbf{H}$ 一名→(樋口村分村願 \_外四名→ [割名主周右衛門| 樋口西割亥御年 諸帳面 畑 御 御 年 反 [年貢皆済帳(下毛村分] 歩 貢皆済帳 証文引 之事 控 村亥年可 帳 渡帳 文 (文金 Ê 西 外件承諾 貢 樋 金 手 納御 未納 村分) (天保 村松 両 両 八名→大学 (菩提 年 \_

借

用

紙

1

借

用

紙

1

田

七

横

1

付

由

継

1

紙

1

名

横

名

横

1

通

髙

横

1

ノ倉

継

1

継

1

横

2

貣

免

継

口村村役人 可納御年貢免定事 清水弥左衛門外六名→西割樋 185文政一二年一一月 信濃国伊那郡西割樋口村丑年	外一名 ・ 一人 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一	二年九十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	一二年九月 (村方困窮ニ付差村御免ノ願門外一〇名→小野貢左衛門外一名	仙道出銭加村ノ儀ニ付)宮所村外八ヶ村惣代勝1四文政一二年九月(乍恐以口書御訴訟奉願上候(中	*	主周右衛門→ 二年一一月(御年貢皆済帳(上手村分)(名)	定事 清水弥左衛門外六名→西割樋口村村役人16文政一一年一一月 西割樋口村子年可納御年貢免	山下順蔵→樋口西割周右衛門15文政――年―一月 樋口村西割子御年貢米納通	衛門 ニ付金二両二分借用) 本人久兵衛外一名→周右 ニ付金二両二分借用) 本人久兵衛外一名→周右 四文政一一年一二月 入置申手形之事(無尽觸当リ	周右衛門→ 御年貢皆済帳(下毛村) 名主	主周右衛門→ 20年一二月 御年貢皆済帳(西割入作) 名
継 1		継 1	継 1	継 1	横 1	横 1	継 1	横 1	紙 1	横 1	横 1
二付借用) 名主周右衛門外四名→下田銀年三月 借用金子証文之事(文字金二両村	借用) 借用主文蔵→勘右衛門 邸 <b>天保四年三月</b> 借用申金子之事(要用ニ付金二分 糾	主周右衛門 開入四名→西わり役人中・名冊) 東割名主彦右衛門外四名→西わり役人中・名明天保四年二月四日 御水帳請取証文之事(水帳四 年	用) 樋口村西割周右衛門→羽場村喜重郎』  天保二年二日 借用申金子証文之事(金一○両借紙	19天保二年二月 当用(幼童心得ノ事) 冊	→胃右衛門 反七畝二○歩、金五両ニテ売渡) 売主文蔵外一名 圏文政一三年二月 売渡シ申畑手形之事(下々畑一 紙	衆中(一新町村名主源四郎外二名→八ヵ村)	文攷一二年(一札(中仙道熱川宿助郷負担ノ件ニ村、赤羽村) 名主久右衛門→	政一二年一二月村入作) 名主周政一二年一二月	CX	名主周右衛門→ 御年貢指引皆済帳(上手村分) 横	羽右衛門→名主周右衛門
紙 1	紙 1	紙 1	<b>社</b> 1	1	秋 1	j	松 1	<b>使</b> 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		<b>使</b> 1	<b>使</b> 1

201 右二天 衛付保 199 村ニ天 仙付保 宮二天 郎付天 樋天 口保 村二天 名主用 右金天衛一保 村納天村御保 与天 方.保 門金四五年 門〇五 郎金四 衛河軍門借 源金四左五年 役年四 村四 松金四 右四 金山 )両借用月 西军 右二年 右年 入**責年** 衛年 位衛門→十二二月 免一定一 割一名二 | | 一二月 | 衛二門借二 ○両借 用月 用月 主月 筝月 **名月** 開借 樋口村西割周女借用申金子証文 樋口村西割周右衛門→羽!借用申金子証文之事(村方 庿 用借用 ŧ **樋用** 世 横用 右 御 北信 周樋 衛札 用 年 原濃 右口 樋口村西用申金子紅 樋口村西用申金子記 口西割周右衛用申金子証文 閘門→狐嶋村伝兵札之事(年貢付払恕 口村西割借用主汽申金子証文之事 責 五国 衛村 発 引 右伊 門西 衛那 割 西割文 7西割周右衛士証文之事 皆済帳 門郡外西 Ë 左右衛門( 御 4年 周右事 八割 貢 [兵衛 名樋↓□ ; 米 **↓**村 御 庯 衠 衛 1 納 差延 上村 門→羽 (村方用  $\mathcal{F}_{i}$ 新方 右村 門村 西村 通 郎 場用 野方 町角 衛方 ↓方 割巳 村 がマニ 羽葽 村ニ 村用 門用 桶年 立岩 付 分 染付 友々 ↓々 場々 場用 口可 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 横 継 横 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 212 割両入作) 与五右衛 与五右衛 日本 211天保五 210 名**天** 主保 216 214 209 208 206 205 →元〆役人衆が天保五年八日 納御年貢 代金二〇 付天 名完全 天保五年一二月 与姉天 金保三六 五出保 右衛門に五年二 周五 周五 ||両借用| 岩车 右年 右军 両八 延月 左 闁-衛— 免一定一 衛— )名主周 衛 衛樋田中 衆米月 中延 件月 門-門— 門— **Ž**月 事月 '↓ 月 √月 √月 納 名主周右衛借用申金子 延納願) 樋口甘作恐以書付奉司 主 願作 コ村西割借用さ 申金子証文之 右衛門→ 樋口は作恐以 他借貸 **周樋** 今信 村濃 一樋口西割村役人-恐以書付奉願上候御 御 御 御 申金 车 年 年 村書 責 衛西 責 勝国 貣 ₩蔵外六名→
国伊那郡西割樋口 西付 割午御 指引 হ 指引皆済帳 指引 (差引 石衛門外二子証文之言 割素 )附控 主馬() 1村名主役三郎奉願上候御事 名頭上 皆 皆 皆 済帳 帳 年 上 済 済 周候 右衛方 貢 入→山 帳 帳 (米納 右御 名主周 (万五 4→村龍三(村方要 〒 門用外に 赤 衛事 £ 事 1村午年 郎 門 通 羽 即( 外去 九年 郎 毛 毛 **宁順蔵** (御払米 一付 右衛 杍 村 村 村 名金 辛 • 分 分 分 菛 亩 東 名凶 石郎 紙 紙 横 紙 継 横 横 横 横 紙 綴 紙

m

天保六年

应

月

日

規矩

制

度

松

田

|久弥

|名→

郎

々

1

1

1

1

1

1

1

1

1

219 立ニ付検見願) 立二付検見願) 世→ 大保六年 225**天保六年**) 221**天保六年**一一月 223 主**天** 周**保** 226天保六年 名主周右衛門→ 主周右衛門→ 郎母→万五郎村音三: 名→沢村儀右衛門 二付金五両借用) 四天保六年一二月 世 村御天々救保 連印→立元 税二付御礼株六年六月 石衛門→ 一月 — 月 村月 名主周右衛門→ 一月 御年貢指引皆済帳 月 |石与五右衛門| |トシテ金一七六両献金ノ事) | 「日本本献金候御事(巳年凶 西割借主周右衛門外一名 借用申金子証文之事 樋口村西割周右衛門→立石乍恐以書付奉願上候御事(当 , 借用 御年 樋 今村勝蔵外八名→西割樋口村:信濃国伊那郡西割樋口村未年! 規矩準縄(五常訓外) 御 御年貢指引皆済帳(上毛 郎 年 口村西割未御年貢米納 口村西割用申金子紅 貢指引皆済帳(下) 覚(金五両請 貢 (指引皆 7西割名主周右第金子証文之事(1 済 帳 取 (赤 名→ ( 万 五 衛村 毛 満津 羽 下 村 村 羽兰 門方 作 诵 村 田 郎 5年 五青 外要四々 場○ 音 郷ラ 田 村 村市 東 名 中節 村両 念 名 治 紙 紙 冊 横 横 横 横 横 継 紙 紙 紙 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 村 金八両借用) 樋口 銀天保九年一二月 … 間 (2)(天保九年七月 (2)(天保九年七月 2位天保九年一二月 本人武兵衛外 243天保九年一二 23天保八年二月 234天保七年一一 23天保七年三月 232天保七年三月 筋天取保 付欠金保 五七

一番に用り 名主周右衛門→村覚借用申金子証文之事 太村 方要 々 紙

紙 1 1

名→音三郎

之事 · 金 一 両 借 用

他借貸借リ控帳 金子貸シ附覚帳 松 名主喜左衛門 田 周 右 衛 菛 横 横

235天保七年一二月 金一〇両借用) 月 万五郎村借主音三郎外一名→宮借用申金子証文之事(用々ニ付 金子貸シ付牒 松田音三 郎 横 1 紙

申 ノ暮利足滞帳 松田 音三郎 横

23天保八年一二月 酉暮金銭出入帳 ま 松田 文蔵

23天保九年正月 酉 [暮利足滞帳 つた文蔵

23天保九年二月 ∜村借用主文蔵外一名→沢村儀右借用申金子之事(要用ニ付金三 金貸シ附帳 松田文蔵 衛両

横 1

1

横

1 1

[口村西割借主文蔵外借用申金子手形之事 名要 ↓角 羽二 場付 紙

1

戌暮諸事差引勘定帳 万五 郎 村 横 1

調一 同年種一 月 文一 書月 戌暮利足勘定帳 (合綴アリ)軒別書上帳 樋口村で (役筋、 松田 一円割→ 文蔵 家 横

→沢村儀右衛門 金一〇両借用) 記**天保一三年四月** 248 **天保** (中) 245 天保 主文蔵外255天保一四2 251 両天 請保 254 割天 割保 250 左差天 衛詰保 →沢村儀右衛門納金八両借用) 樋 門外二名→沢村儀右衛門 即リ丑寅両年計九両借用) 樋口: (一三年正月)借用申金子証文之 |名→万五郎村文蔵
|、代金||両ニテ売渡| |(一一年二月 売渡シ申 (取) 赤羽村真金寺→万五郎村文蔵(二三年二月 請取一札(仏事寄付よ 元→一四年正月二七 足年二二 匹 庇 ) 万五郎村宮蔵外三名→下田村役**一年七月二〇日** 差出申一札之事 一年二月 5年三月 万四名→月 年一二月 年 应 〈弥七外二名→文蔵月 差上申一札之事 月 沢 樋前 御 2村儀右衛門 借用申金子之事  $\mathbf{H}$ |口村西割名主林左衛|| 前納金借用証文之事 l口村西割名主林左衛門外四·問納金借用証文之事(村方前: |畑預 子暮利足勘定帳 亥暮 ·触書之写帳 Ĭ ケ年貢控 諸 葪 下田村畑 帳 莡 勘 面 引 定 帳 樋 帳 渡 村事 勝 帳 売事 樋 西(割上 元主要右衛門 (下々畑) 万五 西 1 治 ま 門外二名等(村方前 割名主  $\ddot{\mathbb{H}}$ 村 郎 つ 樋 (荒神) 立蔵 名納主金 テ 郎 名 た 西 た文蔵 村松 **金** 割 跡 村 門二 名納 林ニ 遷 西 Ŧi. 相 横 紙 横 横 紙 横 紙 紙 紙 紙 紙 紙 横 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 名主文蔵→浬 名主文蔵-% 場田小十郎-の 場田小十郎-264**天保一四**: 859**天保一四**2 266 分**天** 分**保** 265 口**天** 村保 267 村役人 村役人 一四年一〇月 門→名主文蔵 3**天保一四年** 4 羽入作) 蔵完 西割名 万五郎村名主文蔵→ |四年||一月||御年貢指引皆済帳 **岬用免除願)** 一**四年閏九月** 四 四 名主文蔵 殿) 願人勝公子 年 年 '军 \*運上納? 十一二月 主一 文一 →名主 度月 卯御. 仕立 蔵月 及願) 樋口村西7 乍恐以書付客 月 月 支 蔵樋 直 年 役所役人衆中覚(運上金書 嶋 願人孫四郎外六名→山下乍恐以書付奉願上候御車 兵衛外五名→山下順蔵「下恐以書付奉願上候御 過不 御年貢指引皆済帳 田小十郎外五名→西割樋口信濃国伊那郡樋口村卯年可 嵿 御 御 前 人内目録 納金割合帳 年 车 貢指引皆済帳(下 · 貢指引皆済 村 出 西奉 西 I差引帳 |割清七は 割 樋 上 卯 〒 御 村 帳 田 年 先役林 樋 西 Ê 万五 村分) (東割 l割名主 貢 五事 毛 名() 事 田 米 村 事 村 村 左 納 郎 西 分 分 蔵分 ≟圊 旅 文 赤 村納 村 樋 通 横 横 紙 横 横 横 横 横 横 継 紙 紙 紙

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

276 定**天** 事保 275 割天 ) 保 273天保一五年六月 石衛門 樋口木一五年四月 | 嶋田小十 名主文蔵→ 一五年一一月六日 程 ( **本 №** 正 273月 -郎外七名→西割樋口村村役人月 西割樋口村辰年可納御年 【口村西割名主文蔵外三名→】 借用申金子之事(村方要用 合綴) 名主文金銭出入控帳 万内二十帳控 御他領御竿諸分米帳 糯米割合帳 名主文蔵 松田 文蔵 名主文蔵 (樋 五 年 | 貢免  $\Box$ 沢ニ 方 村付 西 ĺ 継 横 横 横 紙 横 1 1 1 1 1 1

277天保一五年一一 月 御年貢皆済差引帳(上毛 村 分 横 1

嶋田小十郎→名主文蔵200天保一五年一一月 樋 279 名主文蔵→ **石主文蔵**→ 月 御年 村 貢 西 皆 割 済目 辰 御 録 年 帳 貢 〒 未  $\coprod$ 納 村 通 横 横 1 1

辰五郎外五名→留役衆中乍恐以書付奉願上候御事

九

六鍬

紙

1

278天保一五年一一

月

御

[年貢皆済指引

帳

万

Ŧ

郎

横

1

五年一一月 取里方帳(万五郎村) 名主文 横 1

282 蔵天 保 一 割名主文蔵→ 二月 月 辰御年貢納内目 取里方帳(上手村分) 樋 名主文  $\Box$ 村 横 横 1 1

> 田八十郎 、件) 樋口村西割名主文蔵外四名→: 一二月 差上申挺書之事(御囲村等) 嶋内 紙 1

納ノ件ニ付) 樋口村西割名主文蔵外四名→:納ノ件ニ付) 樋口村西割名主文蔵外四名→:の天保一五年一二月 差上申挺書之事(年貢残 ·嶋米 田上

紙

蔵で、代金二両ニテ売渡) 売主元左衛門外二名→文路天保一五年二月 売渡シ申畑証文之事(屋敷一七

紙

1

喜左衛門外五名→嶋田小十郎 蹤天保一五年 乍恐以書付奉願 287**天保一五**5 造年 |酒三郎→樋口村役人中- 預り証文之事(山絵図預リニ Ě 候 御 事 旅 付 稼 願 沢 紙 紙

283弘化二年正月 高くるる帳 西樋口

293**弘化二年正月** 293**弘化二年正月** ワセノ件) 願人峯四郎外六名→留「不恐以書付奉願上候御事(五兵衛

紙

1 1

横

用) 万五郎村文蔵→下田村太四郎内方郷弘化二年二月二五日 預り申金子之事 292弘化二年正月 組頭役年数取調下帳(西割役場 쥔 紙 横 1

294弘化二年二月 組頭役年数取調下帳 西 割役 所 紙 1

門九六鍬職習ワト 門九六鍬職習ワト 296 職**弘** 戦ノ役札下付置が化二年二月 )願人伊八外六名→留役) 乍恐以書付奉願上候御事 ,セノ件) 願人目付重四郎外五名乍恐以書付奉願上候御事(元右衛 紙

河内村源左衛門一〇両借用) 樋路弘化二年八月 畑 308 礼ノタメ) 十二年一 305 名主文蔵-一 303 名主文蔵-二年 309 帳弘 302 弘化 297 **弘** 311 310 分) 名主文芸 納御年貢免定事 300 307弘化二年 306弘化二年一一 29弘化二年八月 蔵弘 村弘 弘化二年一〇月 |両借用) 万以化二年二月 7四割名主文蔵53化二年一二月 三年 年 樋口村月 樋 一月 名 主 主 万五郎村借用主文蔵→下田 7 借用申金子之事(要用 月 月 月 月 樋口村西割名主文蔵外二名:借用申金子之事(村方要用 一役所→日 組 |文蔵→国々関所役人衆中外|| 往来一札之事(諸国神社仏 七組 御年貢皆済差引帳 御年貢皆済差引帳 真金寺勧化米半減預 御年貢皆済差引 御 樋 山信 田 頭役勤候者 御年貢目 下虎五郎外五名→濃国伊那郡西割樋 九頭 年貢皆済差引帳  $\Box$ 畑 名取 村西割巳 入場年貢帳 ↓調 組頭取調ニ付諸雑用 録控 付 取 御年貢 調 議定書写帳 帳 控 帳 (下田 〒 両 分 米納  $\Box$ 西 割名主文 村 入作分) 田村 五 1→北付金 村上手 涌 Ë 郎 附 閣 车 樋 村 分 拝 可 立 横 綴 横 紙 横 横 横 横 横 横 継 紙 紙 横 横 í 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 322 文**弘** 蔵化 316 公田文蔵→ 315 弘化 衛門外八名→ 年季地二買置 318 33弘化四年一二月 319 317 314 312 321 弘化四 請弘取化 松田文蔵→ 五名→文蔵 万五郎村かり主文蔵→羽場村治左衛3弘化二年|二月 借用申金子之事 弘 帳弘 化二年 外四年 三年 二年正月 三年二月 年一二月 [名→羽場村嘉兵平治| 養子貰請跡式譲 月 月 伊 げ藤奥右衛門(家筋取調ニ 御  $\blacksquare$ 本人名→又左衛門 一札之事 (下畑二筆計二 過不書差引帳控 廻状写帳 祝言御見舞請  $\mathbf{H}$ 地替申畑証文之事 畑預ケ入揚年貢帳(万五 組 万仕入物控帳 左衛門外一(酒息口論 組 畑 頭 頭諸雑用 預ケ年貢請取帳 役 勤候者名前 (樋口 一付訂 割帳 一名→赤羽村役人一件ニ関スル菩提 納帳 村 芷 文蔵 樋 西 願 育金 取 樋 割 1村松 利右衛門外  $\Box$ 調 松 五 分

万五

郎

村

横

1

継

1

田

ĺ

田文蔵 文蔵

横 横 村

西 借

割

両

用

紙 横

郎

村分)

横

横

金

紙

1

控

西

割

横

1

畝

六

歩

紙

ij

件

紙

1

願

人

六

右

紙

1

名主

横

326 文嘉 **蔵永** 二 <u>年</u> 茈 五 人 組 組 替 帳 No. 361 と合 綴 名主 横 横 1 1

337

物 産 伝儀: 物 請 納 帳 (万五 金 請 取 郎 紙

一級 型別 明明明寺納所→樋 別の 東京永二年二月二二日 记村役人衆中 (一覚(酉年分取締穀代 4→今村勝事(欠落人 紙 1

付 内済 証 文 継

藤駿河守役所 ノ件ニ付) 伊那郡久保村惣代半四: ・ 一 でいま付奉願上 郎候 外 一名→ 日 日 日 日 日 内地 紙 継

一名 村トノ苅敷争論: 村トノ苅敷争論: 333嘉永二年閏四 文月蔵 三付) 樋口村役-奉差上熟談内済 樋之沢 1 山 件済口 以人→今村時 札之事 7勝蔵外 樋 綴

1

345

元村惣代西町平治 元村惣代西町平治 木曽助 件出荷 入用 帳 木曽 勆 横 1

村勝蔵 ニ付) 樋口村西 33**嘉永二年閏四月** ニ付) 訴訟人樋口村西割しの外九名→今村勝33嘉永二年閏四月 熟談内済規定之事(不始末) 西割林左衛門女房しの外談内済規定之事 )の外九名→今事(不始末一件 蔵件 継 継 1 1

> 目録合綴) 名主文蔵→ 類型状写帳 \*今村勝蔵 門) 訴訟人樋口 競子工作工具 |口村西割林左衛門女房しの:||熟談内済規定之事(不始末 (嘉永二年

> > 横

不嘉備永 三付) 組頭庄右衛門外四名→今村勝蔵二年八月 乍恐以書付奉願上候下書(家筋) 御 车 貣 E 納

1

339

341 二**嘉** 付**入** □付)願人佐次郎外五名→今村勝蔵 郷嘉永二年八月 乍恐以書付奉願上候 願人庄三郎外五名→今村勝蔵 **一年八月** 乍恐以書付奉願上候 家 (家筋調 筋 調 不 不 備 備

342 二**嘉** 付**永** · 願人正三郎外五名→今村勝蔵 二年八月 乍恐以書付奉願上候 家 筋 調不

備

紙

1

紙

1

紙

1

紙

1

紙

1

1

1

344 二**嘉** 付**永** 343 二**嘉** 付**永** 願人佐次郎外五名→今村勝蔵|年八月||乍恐以書付奉願上候 願人清七外五名→今村勝蔵 **一年八月** 乍恐以書付奉願上候 (家 家 **筋調** 筋調不備

1

ニ 第 付永 願人林平外五名→今村勝蔵 一年八月 「年恐以書付奉願上候 (家筋調 不 備 紙 1

不

備

紙

1

二嘉 付永 二嘉付永 願人林平外五名→今村勝蔵 **一年八月** 乍恐以書付奉願上候 願人治左衛門外五名→今村勝· 一年八月 乍恐以書付奉願上候 遊 (家筋調不 (家筋 別調不備 不備 紙 紙

·四郎外五名→今村勝蔵 「中恐以書付奉願上候 (家筋調不備

紙

348 二**嘉** 付永

347

346

:七外五名→今村勝蔵 乍恐以書付奉願上候 (家筋 調不 紙

継

九件

名二

村役人 納御年貢免定之東 新**嘉永二年一一月** 360 二**嘉** 付**永** →樋口村役人中日の一十分 361 名主文蔵外四名 **159嘉永二年一二月** 358 **嘉永二年一一** 357 **京嘉永**二年一一 555**嘉永二年**一一 356嘉永二年一一 二嘉(付永) 嘉永三年正月 二嘉付永 ) →役所 第二**年九月** 年恐以 1) 樋口村西部 )組頭庄 ) 組頭庄右衛門外四名→今村勝蔵二年八月(乍恐以書付奉願上候(家筋調 願人治左衛門外五名→今村勝蔵 **一年八月** 乍恐以書付奉願上候(家 組頭庄右衛門外四名→今村勝 一年八月 年恐以書付奉願上候 月 文**月** 蔵 月 月 ·石衛門外四名→今村勝蔵 「年恐以書付奉願上候(家筋調) Ŧī. 事 →今村勝蔵 西御年貢· 信 人組組替帳 御 御歲貢皆済帳(万五郎村) 御年貢皆済帳 樋 t歲貢皆済帳 松井周蔵外七名→西□濃国伊那郡西割樋口 (取締穀代請取) 村 茜 Ê [割御年貢米 納目 (№326と合綴) (両入作) (上手村分) (家 樋 納 明鳴寺 割樋口口 **多筋調** 通 筋 村 名主文 調 名主 嶋 不 不 不 不 西 納 置 Ħ 村可 紙 横 横 横 継 紙 紙 紙 横 紙 継 横 紙 紙 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 374 蔵<u>嘉</u> 永三年 373 **羸→** → 三年一 370 事**嘉** 後三 小十郎→名主文: 外二名
外二名
か二名
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の
の 375 新夏 新夏 新夏 新三年一 四カ村惣代宮木村伊左衛門外一〇名→テ中馬争論一件ニ付) 内藤駿河守領分郷嘉永三年一一月 示談内済書面之事(甲 割合帳 (万五郎村分) 割合帳 (下田村分) 湖嘉永三年一〇月一七 364 献嘉永原) 熈) →役所 二年九月 作品 後藤新右衛 第二年一一月 村井月 月 月 樋口村西割名主文蔵外三名→嶋田 月 乍恐以書付奉願上候(組頭役引 月 麄 闁 樋口 ?) 名主文蔵→七日 若殿様御! 御 御 御 外樋 恐以書付

八名→樋口村村に口村西割戌年可

刊役人可納御年貢免定

継

1

紙

1

名主文蔵→

付

御

苚

金

横

1

伊州道

郡中

継

1

門左示

紙

1

奉 願

Ŀ

候

 $\subseteq$ 

五〇〇

両

紙

1

乗出

付

御

甪

金

横

1

65

年貢皆済帳(万五郎村分)

名

横

年

貢皆

済帳

〒

-村分)

名主文

横

1

年

·貢皆済帳

()上手

村

名主文

横

1

村

西割御年貢米納帳

嶋田

横

1

紙

1

献嘉金永

書付奉願上候

五〇〇

383 382 380 379 378 376 文嘉蔵永 郎村)樋口 文 蔵→ 本 ・ 三 年 下嘉 虎**永** 村納嘉村御永 明嘉鳴水 譲嘉リ永 付嘉永 増嘉 上嘉 四道嘉 名和永 駄永 助永 役年四 人**貢年** シニ付) 親気の年二月 寺高遠 親無知 一四 賃三 取年 郷三 五四 ↓田三 嶋宿年 军 军 郎年 免定事件 付一 極候談 一二月 田助一 小郷二 型 上 則  $\Box$ 出月 <sup>·</sup>二 樋月 村月 月 張一 十役月 類太郎八外三名→利兵衛譲り申名跡之事(弥惣治 八外三名→利兵譲申名跡之事 或合 中馬惣4 7 今般中馬 郎減, 西 割差上 口村又左衛門→嶋助郷人馬勤積書 後信 藤濃 新国 新日 御 御 樋 年 年 年 頭审 ·樋口村役人中 覚(亥年分取締穀 貢皆済帳 貣 峕 村 **学型四郎外四甲挺書之事** 右伊 ( 種 日 類 日 類 日 類 皆 皆 西 衛那 割 済 代一 済 \ ↓統 所 亥 門郡 帳 帳 (衛弥 物) I村与 外西 御 î. () 四年 八割 年 々 留中 手 入作分 7打寄 頭塞 貣 名樋 治 中山道和中山道和 村 村 柳上 米納 --|→||黄 ĮΠ 跡 分 代 分 左侯 西村 跡 敷 相 金 通 割亥 音 袹 談 衛( 田米 請 桶年 事之 門中 小積 続 田 取 口可 Ш 外山 十置 宿 横 横 横 継 紙 紙 紙 紙 絩 継 紙 横 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 397 久安 右政 398 396 395 394 393 392 388 391 390 389 割安松政 代安金政 二安 当安人政 判嘉 持永 郎二嘉付永 郎人嘉別永 郎ノ安 松安 人談安 文嘉 蔵**永** 治田 久 政 二 年 宋 宋 中 付 年 () 年 付政四 件政 入文左衛門外 **以六年二月** 公六人 () 樋口() 樋口() 衛子 四四 崇三 六 送四 ↓四 門年正 || || || 本人文左衛門外一 談年 年 ジ年 年 / 右衛門 十一〇月 Ξ. . 樋\_ 庒 衠— <u>件</u>一 月 分月 付) 樋口村•赤羽村惣役人下恐以書付奉願上候(平出 苚 口村名一 村西 月 月 = . 一テ売 諸 伝 [割与頭重 樋口村恵 名札 馬  $\blacksquare$ 卯 帳 御 4主岡右衛一札之事 光渡) 久右衛服の中畑之事(三) 畑 人足 暮 车 面 - 貢皆済 預 証文引渡 利 (重四郎) 甲挺書之 東割仁甲済口一 右(地 御 帳 一名→久右衛門(中畑八畝二一 足 石衛門外九名-事(平出井筋岩 年 (樋 勘 貢 門所 定 外四名-1兵衛母-

帳

分

五

郎

村

分

横

1

→井井井

下完 虎継

五堀

紙

1

歩

戻

紙

1

↓堀

赤継

羽ラ

村件

役破

紙

1

勘

定帳

桶

村

西

横

請

戻

シ

\_

付

地

替

紙

1

門→文: 一筆計八:

左畝

紙

1

村

西

割

松

H

横

1

 $\downarrow$ 

→( 嶋離

田縁

小ニ

十付

継

1

シ

帳

万

Ŧ.

郎

村代

横

1→ 嶋残

田米

小積

紙

村治兵衛 一 お羽林名主善右衛門外一名→新	入禁上,并入,未对对方,是有一个家出婦人。当为一个人,一个人,一个人,不过了,我们就是一个人,不是一个人,不是一个人,不是一个人,不是一个人,不是一个人,不是一个人,不是一个人,不是一个人,不是一个人	取押領ノ件)の香蓮寺所願曹中忽弋→高慈寺では文久二年八月の書付を以奉願上候(香蓮寺樹木・中ノ者寺構内立木伐木一件二付)、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	《久二年八月》為取替申済口証文之事(香蓮寺县(人)(久二年八月)為取替申済口証文之事(香蓮寺住)(	郡山宮村福寿院方丈/年) 赤羽村名主善右衛門外一二名→甲州山梨が文久二年八月 謹上請待書ノ事(真金寺住職依頼 ※	山役寮中書之事,右惣旦中惣代新町村染右衛門外六名→本書之事,右惣旦中惣代新町村染右衛門外六名→本郷文久二年六月二八日,差上申真金寺遺書開見御受、郷	· 恒 ()	一名→嶋田小十郎「1移ニ付願書) 祈	代官所信州伊那郡南小河内村→ 様通行ニ付当分助郷割紙拝見ノ事) 今川要作御 <b>迎文久元年一一月二二日</b> 差出申拝見書之事(和宮)	衛門 「一年」の「「一年」の「一年」の「一年」の「一年」の「一年」の「一年」の「一年」	
	和L 1	和 <u>本</u> 和		継 1	継 1	紙 1	横 1	紙 1	紙 冊 1 1	
ノキ示炎ニオン 通コオ東州石三銭三分引・場所替 継郷元治元年一〇月 儀定書之事(東井筋分水場所替 継	外一名	四名→山下新治外一名 四名→山下新治外一名 極口村西割名主治左衛門外足米高割ノ件ニ付) 樋口村西割名主治左衛門外 紙	門外一ヵ村九名→山下新治外一名件示談ニ付、端裏書アリ) 樋口村西割組頭藤右衛元治元年八月  差出申議定書之事(新井筋修復ノ	外一一名→荒川瀬兵衛 継堀ノ件ニ付見分願) 樋口村西割組頭藤右衛門組元治元年八月 乍恐以書付奉願上候(平出上井筋 ※	→山下新治 端裏書アリ) 平出村名主四郎兵衛外一カ村四名 端裏書アリ) 平出村名主四郎兵衛外一カ村四名 14元治元年三月 示談書之事(新井筋ノ件示談ニ付、 14	右衛門→道中奉行所田宿助郷減免願) 内藤駿河守領分樋口村惣代岡田宿助郷減免願) 内藤駿河守領分樋口村惣代岡山道和 (4)	主助左衛門外一名→飯島御役所和田宿助郷勤御免ノ件) 福嶋村外四カ村惣代名和田宿助郷勤御免ノ件) 福嶋村外四カ村惣代名	ス三手入引 ぎなんをけるほうぶつに シースニチ入門 があり かいかい 極口村西割組頭弥蔵松井筋両割ノ件ニ付) 樋口村西割組頭弥蔵がお井筋両割ノ件ニ付) 樋口村西割組頭弥蔵がまり	で入三年三月 いんしょ 1000人で 1000円 10	
1	1	1	継 1	継 1	紙 1	綴 1	継 1	<b>継</b> 1	紙 1	

外二村→春日縫治が一大東割名主儀右衛門外五名が一大子では、一〇月が横口村東割名主儀右衛門外五名が一大手では、一大学の大学のでは、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、

田久右衛門→樋口村西割外六カ村主中፡	状) (材在衛門召使友之丞盗財ノ件ニ付裁割)	上二——(5.131777777776367777777777777777777777777	幼子三月 借用申金子之事(当年春年貢金ニ指詰リ	右步順衛金	-二月 - 売度申畑征文之事 (下畑):	衛門 歩、金八両一分ニテ売渡) 売主清七外二名→久右 怨 <b>慶応四年二月</b> 売渡申畑証文之事(下畑五畝一○	空	件示談ニ付) 樋口村名主修兵衛外九名→春日金郷 <b>慶応三年六月</b> 差出申示談書之事(平出村井筋ノ	、代金一〇両ニテ売渡)	応↓	金一〇両ニテ売渡、奥書アリ) 売渡文左衛門外一級魔応二年匹月 - 売渡申地所証文之事(原畑ハ彰步)	例) 一次 東井筋人足諸入用書上帳 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	村西割久右衛門 五二両二分ニテ譲渡) 沢村譲主儀右衛門	譲惣
紙 1	綴 1		紙 1		氏 1	紙 1	横 1	継 1		紙 1	紐 1			継 冊 1 1
衛→樋口村役元 (	如 <b>亥一〇月一六日</b> 覚(木曽御手形引替米二一二俵) ※	44 <b>亥一〇月</b> 和田助亥一月渡割	45 <b>酉一一~一二月</b> 覚(まんじゅう代金外請取) ※	方役所→樋口西割 (村囲籾子一六石預りニ付預書) 郷 ※	<b>铅未七月</b> 記(年頁勘定控書) 名主用勝→久右衛門 紅	久喜代→名主松田用勝(組未二月二五日 記(割付米金ノ内五両請取) 松田 (	長次郎外一名→松田久右衛門二○○○両二分二朱ト九分五厘借用) 本人亀屋二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	丙午 勤要録 名主勝兵衛→先役文久	場午一一月 (辰巳午年分村囲籾七石余預り証) ※	二両請取) 久右衛門→名主要右衛門 3年一一月 請取一札之事(巳割付米金貸金ノ内一 30	衍午正月 (松田久右衛門分割付金書上)	田成開発ノ件)巳一一月(乍恐以書付御歎願奉申上候(長岡村畑	郷巳一一月 申渡(当年凶作ニ付窮民救済ノ件) 織田七月晦日 覚(土佐御年貢トシテ金一両請取) 紙	役所→ (一二月)覚(村方囲籾一〇〇二石余預り) 郷方
紙 1	紙 1	横 1	継 1	紙 1	紙 1	紙 1	紙 1	. 横 1	紙 1	紙 1	紙 1	継 1	継 紙 1 1	紙 1

491 (江戸期) (江戸期)	489 五両) 五両) <b>期</b> )	488 木伐木ノ:	二名→本-	487 (江戸期)	48( 件) 件) 戸期(	48( <b>江戸期</b> )	通口村西	484 (江戸期)	村平治針外	483 (江戸期)	願人嘉左	82 4 (江戸頃)	明貞	480(江戸期)	479 (江戸期)	478 (江戸期)
(御借財口年賦割合帳) (旅先病気ニ付逗留願書雛形)	寄附証文之事(仏事寄附トシテ文字金	、件二付) 為取替申済口証文之事(香蓮寺構内立	山精	乍憚以口上	拝見書之事(用水出入ニ付拝見承知ノ	赤羽村善右衛門外七名→小原益太郎「おび書付奉願上候(東井筋清水築ノ	[割松田権右衛門→	井筋条目控規定(新井筋議定ノ事外)	村平治外二名→ 伊那郡一二カ村惣代西伊那郡部	作恐以書付御歎訴奉願上候(塩尻宿助	(嘉左衛門→) (多角谷語:作會社名多属書書フ原)		祖真安目勋是	西一切禁上外) 寸段人——村定(当夏天候不順ニ付五節句・参宮・	御縄高辻(慶長一四年縄入高辻写)	口上(橋大木見分ノ件) 源右衛門→文
横 紙 1 1	紙 1	紙 1	;	継 1	紙 1	紙 1	j	横 1		継 1	<b>刹</b> ]			紙 1	∰ 1	紙 1
	509 (江戸期)	508 507(江戸期)		505 (江戸期)	504 (江戸期)	503 502 (江戸期)	501(江戸期)	500(江戸期)	499 (江戸期)	498 (江戸期)	497 (江戸期)	496 (江戸期)	495 (江戸期)	494 (江戸期)	四西割名(江戸期)	492 (江戸期)
	寸虹望記(由井正雪ノ乱記)	地方往来(割付書上)	(村入用書上)	(木曽請取手形控、飯沼村手形請取控)	(請取綴)	(万治~文化歴代名主書上)(図面虫干ノ件ニ付書簡)	(入作銭納入簿、東割・赤羽村分)	西わり分取(大麦小麦〆二升四合六勺)	(中馬一件ニ付書簡)	覚 (助人馬書上)	(入用金帳簿断簡)	(畑成永引等高書上)	覚(貸金書上)	記(米代金請取一括) →松田久右衛門	1主中 (献金請取一括) 池上理右衛門→樋	覚(割付米金請取) →名主要右衛門
	∰ 1	册 紙 1 1	紙 1	折 1	綴 : 1	折 継 1 1	綴 1	継 1	紙 1	継 1	横 1	継 1	紙 1	紙	紙 6	紙 1